

## 評議員選出委員会 内規

### 内規 1 施設内の定員数について

同一医療機関の人数枠について原則として2名までとする。ただし、救命救急センターおよび大学の救急部、救急医学講座は3名までを原則とする。ただし、定員数いっぱい選出されるとは限らない。

(H13.5.21)

(H26.1.28)

### 内規 2 指導医取得者の扱いについて

評議員の選出においては、指導医資格を有する者を優先する。地方会から推薦を受けた者は、指導医資格を有する者と同様に扱う。また、指導医資格がなくても、救急領域で積極的な活動を行っている救急部門責任者も次に優先する。

(H10.7.24)

(H17.7.14)

(H26.1.28)

## 判断基準

### ▼現評議員

- ・本学会での研究発表あるいは本学会への論文掲載がない者は選出しない。  
(業績歴第1号(イ)および第2号(イ)のいずれも0である者)

(H18.6.29)

### ▼新規申請

- ・本学会での研究発表あるいは本学会への論文掲載がない者は選出しない。  
(業績歴第1号(イ)および第2号(イ)のいずれも0である者)
- ・年齢(同一施設から2名申請してきた場合、原則として年長を選出する)

(H13.5.21)

(H17.7.14)

(H18.6.29)

### ▼その他

- ・所属については審査時の所属とする。
- ・現評議員を優先し、不足分に新規申請者を充てる。
- ・救急専従については不問。
- ・社員総会および評議員会への出欠に関して、定款上、委任状の提出は出席扱いと同一であるが、本審査においては正規の出席と区別する。

(H22.7.16)

以上